



中野基発 1027 第 1 号
令和 4 年 10 月 27 日

一般社団法人中野労働基準協会
会長 殿

中野労働基準監督署長



死亡災害連続発生を受けての安全措置の徹底に係る緊急要請について

平素より、労働災害の防止をはじめ、労働基準行政の推進に格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年 9 月 30 日から 10 月 14 日までのわずか約半月の間に、当署管内において、死亡災害が続けて発生し、産業活動の場で、3 名の方が亡くなりました。

現在、判明している災害発生状況は別紙 1 のとおりであり、発生原因等は調査を進めておりますが、いずれの災害も基本的な安全措置を怠ったことが懸念されるところです。

中野労働基準監督署では、死亡等重篤な災害の更なる発生に歯止めをかけるべく、関係事業者に対する監督指導等取組を徹底していくこととしています。

つきましては、貴会におかれましても会員事業場での死亡等重篤な災害の未然防止に向け、下記の事項をはじめ、各作業態様に応じた基本的な安全措置が徹底されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、長野県内でも、上記当署での死亡災害を含め、同期間に相次いで 6 名もの働く方の尊い命が失われております。こうした事態を受け、長野労働局では、11 月末までを期間とする「死亡災害緊急警報」を発令し、各事業場に対し基本的な安全措置の徹底などを求めていくこととしており、具体的な内容は別紙 2 のとおりとなっておりますので、併せてご承知おきください。

記

1 基本的な安全衛生管理活動の徹底

- 経営トップ自らが先頭に立ち、職場の実情に即した安全衛生管理体制となっているか、十分な安全衛生活動が行われているかなどを重点に点検すること。
- 基本的な安全措置の徹底のため、トップによる方針表明、作業相互による声かけを含め、安全行動励行や不安全行動防止の組織的な取組を実施するなど、全員参加の安全衛生管理活動を推進すること。
- 各作業者の安全能力を高めるため、必要な安全教育を実施し、毎日の朝礼時や非常作業等の災害発生リスクの高い作業実施時における安全手順の確認及び危険予知等を行わせること。

また、安全教育では、各作業者の理解を深めるため、行うべき措置・禁止事項だけでなく、その理由も含め説明すること。

2 フォークリフト災害の防止

- 運転者が運転位置から離れるときは、フォークを最低降下位置に置き、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の措置を講じさせること。
- 高所作業での使用等フォークリフトを荷役運搬作業以外の用途には使用させないこと。
- フォークリフトの運転は、技能講習修了者などの有資格者に行わせること。
- 運転者には、保護帽を着用させること。
- フォークリフト作業については、運行経路、作業方法等の法定事項のほか、作業の急所、実施事項、禁止事項等を示した作業計画を作成し、当該計画に基づき作業が行われるよう関係者への周知、定期的な教育を行うこと。

3 墜落・転落災害の防止

- 高さが2メートル以上の箇所で行う場合、足場の設置等により作業床を設けるとともに、墜落のおそれがある箇所には囲い、手すり等の墜落防止措置を講じること。
- 作業床の設置が困難な場合や作業床に囲い、手すり等を設けることが著しく困難な場合には、墜落制止用器具（旧称：安全带）を確実に使用させる等の措置を講じさせること。
- はしごを使用する場合には、はしごの固定等転位を防止する措置を講じること。脚立は、安定した場所で使用し、また、墜落の危険性がより低い手すり付き脚立、可搬式作業台の使用を検討すること。
- 墜落・転落のおそれのある箇所での作業時には必ず墜落時保護用の保護帽を着用させること。

4 はさまれ・巻き込まれ災害の防止

- 機械の稼働部分等で、はさまれる・巻き込まれるおそれのある部分には覆い、囲い等を設けること。
- 機械の掃除、給油、検査、修理、調整等の作業を行う場合、機械の運転を停止させること。また、この時には、当該機械の起動装置に錠をかけ、表示板を取り付ける等他の者が当該機械を稼働することのできない措置を講ずること。
ただし、機械の運転中にやむをえず、当該作業を行わなければならない場合には、危険な箇所に覆いを設ける等の安全措置を講じてから当該作業を行わせること。
- 機械の安全装置、覆い等については、常に有効な状態で使用されるよう点検及び整備を確実にすること。
- 服装等は巻き込まれるおそれのないものとする。

【死亡災害事例 1】令和 4 年 9 月、被災者は、倉庫（商品保管庫）内において 1 人で作業を行っているときに、フォークリフトのバックレストと金属製の棚の間に挟まれ、死亡した。

被災者が発見された際に、フォークリフトはエンジンがかかった状態であった。



【死亡災害事例 2】令和 4 年 10 月、被災者は、稲藁（わら）の仕入れ先（農家）に赴き、田の脇の道路上において、4 t トラックに稲藁を積み込み終えて、トラック運転席キャビン上からシート掛け作業中（シートに取り付けられたゴム紐を引っ張っていたところ）、ゴム紐の取り付け部がちぎれ、その反動で高さ 2 m 強のキャビン上から墜落し、地面に後頭部を強打し、その後死亡した。

安全帯（墜落制止用器具）や保護帽は未着用であり、特段の墜落による危険防止措置はとられていなかった。



【死亡災害事例 3】令和 4 年 10 月、被災者は、大型の加圧成型機の可動部が降下してきて頭部をはさまれ、死亡した。

被災者は、当該成型機の中に身体を入れて成型途中の製品に工具（型）を取り付ける作業に常時従事していた。

同可動部は、自動運転時は一定時間間隔で稼動と停止を繰り返し、また、手動運転時は自重で緩やかに降下するものだった。

可動域への開口部に安全装置（光線式停止装置）を設置していたが、安全機能を常時有効にしていなかった。

